

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第102号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「及び課」を「並びに課及びセンター」に改め、同項の表環境政策局の款環境企画部の項を次のように改める。

環境企画部	環境総務課	庶務係長 労務係長 企画調整係長 計理係長 調査係長
	環境保全創造課	管理係長 環境評価係長 生物多様性係長 環境調査係長 環境規制係長 環境安全係長

第1条第1項の表環境政策局の款循環型社会推進部の項中「業務推進係長 減量活動支援係長」を「業務推進第一係長 業務推進第二係長 生活環境係長」に改め、同表環境政策局の款環境政策局の項中「管理係長」を「管理係長 調査係長」に改める。

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「乗用車係長 専用車係長」を「輸送係長」に改め、同表行財政局の款総務部の項中「防災計画課長」を「防災連携課長」に改め、同表行財政局の款財政部の項中「行政改革係長 公共施設マネジメント推進係長」を「行政改革第一係長 行政改革第二係長」に改め、同表行財政局の款資産イノベーション推進部の項中「学校跡地活用促進第三課長」及び「学校跡地活用促進第三係長」を削る。

第1条第1項の表総合企画局の款都市経営戦略部の項中「戦略マネジメント課長」を「戦略マネジメント課長 未来デザイン課長」に、「戦略マネジメント係長」を「戦略マネジメント係長 未来デザイン係長 未来共創係長」に改め、同表総合政策部の項中「人口戦略課長 京都創生課長 SDGs・レジリエントシティ推進課長 SDGs・地方創生推進課長 市民協働課長」を「リニア・北陸新幹線誘致推進課長 SDGs推進課長 市民協働・公民連携課長」に、「広域連携係長 大都市制度係長 人口戦略係長 京都創生係長

SDGs・レジリエントシティ推進係長 SDGs・地方創生推進係長」を「広域連携・大都市制度係長 リニア・北陸新幹線誘致推進係長 SDGs推進係長」に、「公民連携係長」を「公民連携係長 市民参加係長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

人口戦略室	人口戦略課 長 移住・ 定住促進課 長 京都創 生課長	人口戦略係長 移住・定住促進係長 京都創生係長
-------	---	----------------------------

第1条第1項の表総合企画局の款市長公室の項中「計画調整係長」を削り、同款リニア・北陸新幹線誘致推進室の項を削り、同款プロジェクト推進室の項中「プロジェクト推進第四課長」及び「プロジェクト推進第五係長」を削り、同款デジタル化戦略室の項及び情報化推進室の項を次のように改める。

デジタル化 戦略推進室	デジタル化 企画課長 デジタル化 推進課長 情報セキュ リティ・ガ バナンス推 進課長 シ ステム標準 化企画課長 システム 第一課長 システム第 二課長 シ ステム第三 課長 シス テム第四課 長 情報管 理課長 情 報統計・デ ータ利活用	デジタル化企画係長 調整係長 デジタル化戦略係長 デジタル化 推進係長 情報セキュリティ・ガバ ナンス推進係長 システム標準化 企画係長 システム第一係長 シ ステム第二係長 システム第三係 長 システム第四係長 文書係長 情報管理係長 統計調査係長 国 勢調査係長 データ利活用推進係 長
----------------	---	--

推進課長

第1条第1項の表文化市民局の款地域自治推進室の項中「調査係長」を「調査係長 企画係長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款産業イノベーション推進室の項中「スタートアップ支援・中小企業デジタル化課長」を「スタートアップ支援企画課長 スタートアップ支援推進課長」に、「スタートアップ支援係長 中小企業デジタル化・イノベーション拠点整備係長」を「スタートアップ支援企画係長 スタートアップ支援推進係長」に改め、同款企業誘致推進室の項中「企業誘致推進第二係長」を「企業誘致推進第二係長 企業誘致推進第三係長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款障害保健福祉推進室の項中「就労支援係長 みやこユニバーサルデザイン推進係長 社会参加推進係長」を「社会参加・共生推進係長」に改め、同款生活福祉部の項中「特定保健指導第一係長 特定保健指導第二係長」を「特定保健指導係長」に改める。

第1条第1項の表子ども若者はぐくみ局の款はぐくみ創造推進室の項中「庶務係長」を「庶務係長 調査係長」に改め、同款子ども若者未来部の項中「管理係長」を「企画係長」に改め、同款幼保総合支援室の項中「利用者支援・待機児童対策課長」を「利用者支援課長」に、「利用者支援・待機児童対策係長」を「利用者支援係長」に改め、「認可外保育施設係長」を削る。

第1条第1項の表都市計画局の款まち再生・創造推進室の項中「都市の未来創造課長 都市づくり推進課長」を「都市の未来創造第一課長 都市の未来創造第二課長」に、「都市の未来創造係長 都市づくり推進係長」を「都市の未来創造第一係長 都市の未来創造第二係長」に改め、同款都市景観部の項中「指導第二係長」を「指導第二係長 指導第三係長」に改め、同款公共建築部の項中「大型施設建築第一係長 大型施設建築第二係長 大型施設電気第一係長 大型施設電気第二係長 大型施設機械第一係長 大型施設機械第二係長」を「大型施設建築係長 大型施設電気係長 大型施設機械係長」に改め、同款歩くまち京都推進室の項中「計画推進課長」を「事業推進課長」に、「地域公共交通調整課長」を「地域公共交通計画推進課長」に改め、同款住宅室の項中「活用促進係長」を削る。

第1条第1項の表建設局の款建設企画部の項中「社会資本政策第一係長 社会資本政策第二係長」を「社会資本政策係長」に改め、同款土木管理部の項中「明示第二係長」を「明示第二係長 明示第三係長」に改め、同款自転車政策推進室の項中「調整係長 計画推進

係長」を「企画調査係長 安全利用促進係長」に改め、同款道路建設部の項中「調整係長 補償調査係長」を「計画調整係長 補償調査係長」に改め、同款みどり政策推進室の項中「みどり協働係長 街路樹育成係長」を「緑化推進係長」に改める。

第1条第2項の表を次のように改める。

「新しい公共」推進プロジェクトチーム	「新しい公共」に係る調査、企画及び推進
デジタル化推進プロジェクトチーム	デジタル化に関する調査及び研究
「民泊」対策プロジェクトチーム	住宅等に有料で宿泊させることに関する調査、研究及び企画並びに安心かつ安全で市民生活と調和した宿泊環境の整備の促進に関する調査及び研究
市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム	市民生活と調和した持続可能な観光の実現に関する調査、研究及び企画

第1条第9項中「都市経営戦略監」の右に「、企画監」を加え、「、新型コロナ対策・ワクチン接種統括監」を削り、同条第14項中「創生戦略部長、」を削る。

第2条中第9項を削り、第8項を第9項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 企画監は、上司の命を受け、市民参加の促進に関する事務その他特に重要な政策を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

第2条第14項及び第6条第3項ただし書中「、創生戦略部長」を削る。

第7条環境企画部の款環境総務課の項第5号中「研究」の右に「、企画」を加え、同項第8号中「環境管理課、環境指導課及び地球温暖化対策室」を「地球温暖化対策室及び環境保全創造課」に改め、同款環境管理課の項及び環境指導課の項を次のように改める。

環境保全創造課

- (1) 環境の保全に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。ただし、地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。
- (2) 環境の保全に関する意識の啓発に関すること。ただし、地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。
- (3) 事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の促進に係る施策に関する

ること。ただし、地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。

- (4) 環境影響評価制度に関すること。
- (5) 生物多様性の保全及び持続的な利用に係る施策の調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (6) 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法、振動規制法、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、土壤汚染対策法、京都府環境を守り育てる条例及び京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例による事務に関すること。ただし、環境共生センター及び保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (7) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による生活環境の保全を目的とする指導、審査、命令及びこれに係る公表等に関すること。ただし、廃棄物指導課の所管に属するものを除く。
- (8) 環境保全基準に関すること。
- (9) 工場及び事業場の設置に係る公害防止の事前相談に関する事務の統轄に関すること。
- (10) 土壤汚染及び地盤沈下に関する調査に関すること。
- (11) 有害化学物質及び未規制物質による環境汚染の防止に関すること。
- (12) 浄化槽に関すること。ただし、環境共生センター及び都市計画局の所管に属するものを除く。
- (13) その他環境汚染等の防止に関すること。ただし、環境共生センター及び保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (14) 環境審議会（生物多様性保全検討部会、環境保全基準部会及び京都環境賞選考部会に限る。）及び環境影響評価審査会に関すること。
- (15) 環境保全推進会議に関すること。
- (16) 環境共生センターに関すること。

第8条人事部の款人事課の項第18号中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

第9条都市経営戦略室の款第4号を同款第6号とし、同款第3号の次に次の2号を加える。

(4) 基本構想及び基本計画の策定に関すること。

(5) 世界文化自由都市宣言の推進に係る連絡及び調整に関すること。

第9条総合政策室の款中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) リニア中央新幹線の誘致に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

第9条総合政策室の款中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 北陸新幹線に関する企画、連絡及び調整に関すること。ただし、建設局の所管に属するものを除く。

第9条総合政策室の款第12号を削り、同款第13号を同款第12号とし、同款第14号中「情報化推進室」を「デジタル化戦略推進室」に改め、同号を同款第13号とし、同款中第15号を第14号とし、第16号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同款の次に次の1款を加える。

人口戦略室

(1) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

(2) 市内への移住及び定住の促進に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

(3) 京都創生の実現に向けた取組に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。

(4) 特命事項に関すること。

第9条市長公室の款第15号に次のただし書を加える。

ただし、都市経営戦略室の所管に属するものを除く。

第9条市長公室の款中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条リニア・北陸新幹線誘致推進室の款を削り、同条デジタル化戦略推進室の款及び情報化推進室の款を次のように改める。

デジタル化戦略推進室

(1) デジタル化の推進に関する調査、研究、企画、連絡及び調整並びに事務の統轄に関すること。

(2) 情報システムの活用計画の調査、企画及び推進に関すること。

(3) 情報システムの管理運営及び安全対策に関すること。

(4) 文書管理の調査及び研究に関すること。

- (5) 文書の收受、発送、集配、整理及び保存に関すること。
- (6) 公示に関すること。
- (7) 行政資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (8) 個人情報の保護に関する法律、京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例による事務の統轄に関すること。
- (9) 京都市長の資産等の公開に関する条例による資産等報告書等の保存及び閲覧に関すること。
- (10) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超えるものに限る。）の保存及び閲覧に関すること。
- (11) 統計調査の実施及び統轄に関すること。
- (12) 統計書その他統計資料の編集及び刊行に関すること。
- (13) 統計情報の高度利用に関すること。
- (14) 情報公開・個人情報保護審議会に関すること。

第10条共生社会推進室の款中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律による事務に関すること。

第11条農林振興室の款農林企画課の項第30号中「、上弓削農業集落排水処理施設」を削る。

第12条障害保健福祉推進室の款第7号中「指導及び監督」を「指導、監督及び虐待の防止」に改め、同条生活福祉部の款生活福祉課の項中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 再犯の防止等の推進に関する法律による事務に関すること。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款健康長寿企画課の項第13号中「、健康増進センター」を削る。

第13条子ども若者未来部の款育成推進課の項第4号中「少年団体の運営指導及び連絡調整」を「スポーツ少年団その他の少年団体」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「児童遊園」を「桂坂野鳥遊園」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、同条幼保総合支援室の款第

14号中「幼保連携型認定こども園」の右に「八瀬野外保育センター」を加え、同款第15号中「昼間里親」を「八瀬野外保育センターに係る許可及び認可」に改める。

第14条都市企画部の款都市計画課の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区の計画書の規定による建築物の認定に関する事。ただし、景観政策課の所管に属するものを除く。

(13) 工業地域における住宅と工場の共存の実現に向けた調和を図るための手続要綱に関する事。

第14条都市景観部の款景観政策課の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区の計画書の規定による建築物の存する地域の良好な景観の形成に支障がないものの認定に関する事。

第14条都市景観部の款風致保全課の項第3号中「風致地区等」を「歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域、市街化調整区域、風致地区、特別緑地保全地区又は自然風致保全地区（次号並びに次項第14号及び第15号において「風致地区等」という。）」に改め、同条建築指導部の款建築指導課の項中第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 都市再生特別措置法第36条の3第2項による認定に関する事。

第14条建築指導部の款建築審査課の項第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による建築物エネルギー消費性能適合性判定及び」に改め、同項第11号中「の変更又は廃止」を「に係る建築基準法令の適合性の審査」に改め、同項中第24号を第25号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 歴史的な町並みの保全に寄与する建築物の構造設計に係る手法の調査及び企画に関する事。

第14条住宅部の款住宅政策課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同款住宅管理課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市営住宅の跡地等の活用に係る調整に関する事。

第14条住宅室の款すまいまちづくり課の項第12号中「工事」を「室の事業に係る建築等の工事」に改め、同項第13号中「工事用材料等」を「室の事業に係る工事用材料等」に改める。

第15条都市整備部の款市街地整備課の項第21号中「ラクト健康・文化館及び」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)